

公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年5月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：三潁総合支所

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	契約事務 公園維持管理業務において、委託業者に市所有の草刈機及び注油券を使用させているが、委託契約書には、草刈機及び注油券を使用させる具体的な記載がないので、契約内容についての見直しを行なうこと。	草刈機及びその注油については、委託業者で準備するよう契約内容の見直しを行いました。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 三潁B&G 海洋センタープールの使用許可等の手続において、規則に定められている様式とは異なる書式の申請書が用いられているものがある。	指摘された様式については、全て規則に定められた書式に改めました。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 規則に定める許可証の様式では、公印を押捺する書式となっているが、実際に用いている書式には、公印を押捺する箇所がなく、規定に則さないまま許可証を発行しているものがある。	許可証の様式を公印を押捺する書式に改めました。